

島根県で高病原性鳥インフルエンザ疑似患者が発生！

11月29日、島根県において高病原性鳥インフルエンザ疑似患者が確認されました。（別紙 農水省プレスリリース）

飼養衛生管理基準を遵守するとともに、以下の対策の再確認を行い、ウイルスの侵入防止を徹底してください。

なお、飼養鶏に異常が認められましたら、速やかに家畜保健衛生所までご連絡ください。

ウイルス侵入防止のポイント

日常の衛生管理

- 鶏舎出入りに踏み込み消毒槽を設置し、長靴を消毒する
- 鶏舎毎に専用の長靴、作業服を使用し、作業前後に消毒薬を噴霧する
- ネズミ、ハエなどを定期的に駆除する

発生地への訪問の自粛

- 国の内外を問わず本病発生地域への訪問・渡航は、自らがウイルスの運搬者になる可能性があるため自粛する

外来者及び車両対策

- 原則、敷地内や鶏舎内に外来者等を入れない
- 飼料等は可能な限り敷地外で受け渡す
- 敷地内に入れる場合（飼料運搬車等を含む）は、踏み込み消毒槽や消石灰層を敷地入り口に設置し、タイヤの消毒や車両の消毒を行う
- 鶏舎に入れる場合は、専用の長靴、作業服、帽子、マスク等を必ず着用してもらい、踏み込み消毒槽で消毒後に入れる

野鳥対策

- 鶏舎や飼料庫の開放部分や換気口に防鳥ネット（網目は2cm以下）を使用し、野鳥等の侵入を防ぐ（すでに設置してある防鳥ネットは、破損の有無を点検しましょう）
- 飲用水としては湖沼、河川の自然水の使用を避け、水道水を使用する（やむを得ず自然水を使用する場合は塩素剤等で消毒する）
- 野鳥観察等は控える（水鳥類の集まる場所には近づかない）

異常家畜が認められた場合には松本家畜保健衛生所まで速やかに連絡してください。

松本家畜保健衛生所 TEL：0263(47)3223 FAX：0263(47)0101

（時間外は転送し、24時間受付ています）